

平成28年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成28年12月1日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	平成28年11月22日
件 名	後期高齢者医療保険料軽減特例措置の継続を国に求める意見書の採択と送付に関する請願		
提 出 者	森 下 浩 平		
紹 介 議 員	石 川 翼 宮 川 金 彦 深 谷 恵 子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>厚生労働省は後期高齢者医療保険制度に設けられている「保険料軽減特例措置」を段階的に縮小する方針を打ち出しました。この特例措置は法制定時に激変緩和のために、低所得者向けに保険料を最高9割軽減することとしたものです。現在、この軽減措置の適用を受けている高齢者は被保険者の6割近い916万人で、過半数の人たちが低年金・低所得におかれていることの裏付けとなります。</p> <p>特例措置がなくなると、9割軽減の人は7割軽減となり、保険料は3倍になります。また、健保の扶養者であった人が75歳になって、後期高齢者医療保険制度に移行した場合、加入から2年間は保険料が健保扶養者時の5倍に、3年目からは10倍以上の負担になる事例も出てくることとなります。</p> <p>後期高齢者医療保険制度は改定のたびに保険料が引き上げられるうえ、診療窓口での料金は高くなり、いっぽう年金は切り下げられるので、高齢者の日常生活は余裕を失っています。</p> <p>私たちは保険料の軽減措置を継続し、さらに恒久的な制度とすることを切望しています。上記の趣旨をもって下記の事項について請願する次第です。</p> <p>請 願 事 項</p> <p>後期高齢者医療保険制度に関わる後期高齢者の保険料軽減措置の段階的廃止を中止し、予算措置の継続をすること。</p> <p>以上の1項目について意見書を採択したうえ、地方自治法第99条に基づいて国会と関係行政庁に送付されることを請願いたします。</p>		